

令和6（2024）年8月30日開催

令和6年度

柏崎市農業委員会 第25期 第15回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第15回総会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月30日(金)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農地法第5条許可処分取消申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区)
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時

山崎事務局長

ただ今から第15回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であり、欠席報告は3人、現在の出席委員数は16人で過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は23人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、6番 内山 正和委員、14番 金子 武彦委員の2人を議事録署名委員に指

名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 与三地内、2筆、田、計60.05㎡。天然ガス輸送導管埋設。使用収益権（地役権）の設定です。

申請番号2 南条地内、3筆、畑、計280㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1及び2について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。申請番号1につきましては、農地法第3条第2項の例外規定に該当しているため、第1号から第6号の審査は不要となります。今回の権利を設定しても、申請地及びその周辺の農地の営農に支障を生ずる恐れがなく、妨げとなる他の権利設定もないことから、特に問題はございませんでした。申請番号2につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.6 内山 正和農業委員

申請番号2について、聞き間違いかもしれませんが、10a当たりの金額は〇〇〇円でしょうか。

吉田主事

〇〇〇円で間違いはありません。今回、3筆の申請があり、1筆〇〇〇円で、280㎡で〇〇〇円となります。それを10a当たりにすると、約〇〇〇円になると申請者から聞いております。

議長

内山委員よろしいでしょうか。

No.6 内山 正和農業委員

はい。

議長

ほかに御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 下田尻地内、畑、24 m²。販売用住宅。第 3 種でございます。

申請地につきましては、昭和 57 年頃から申請者の先代の住宅の敷地の一部として利用されていたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 南条地内、4 筆、田及び畑、計 933.04 m²。販売用住宅。第 2 種でございます。

申請地につきましては、以前から申請者の先代の住宅の敷地として利用されていたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 水上地内、田、142 m²。通路及び駐車スペース。第 2 種でございます。

申請地につきましては、以前から、東側に隣接する申請者所有の家屋と、西側の市道をつなぐ通路及び駐車スペースとして利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 4 南条地内、2 筆、畑、計 1,044 m²。養鯉池の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、以前、隣接する養鯉池を拡張するために申請者が掘削し、現在、養鯉池の一部及び法面となっていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.3 安野 検一農業委員

申請番号 2 について、図面を見ると真ん中に細く残地として残っているように見えるのですが、販売住宅となると、ここはどなたの所有になるのでしょうか。

大橋係長

こちらに関しましては、法定外の水路になっており、現地を見ると土側溝となっておりました。水に関しては流通しておらず、現在機能はしていないと思われまます。申請代理人の行政書士からは、手を加えないと聞いております。

No.3 安野 検一農業委員

手を加えないというのは、この水路は町内会なりの管理になるのですか。

大橋係長

法定外公共物なので市の管理になります。実際には機能していない水路と思われまますので、必要に応じて払下げなりの手続きをいただく形になるのですが、現在のところその手続きは予定されておりません。

No.3 安野 検一農業委員

払い下げを受ける意思はあるのでしょうか。

大橋係長

その点は確認しておりませんので、申請者に確認をさせていただきます。

No.3 安野 検一農業委員

はい。

議長

ほかに御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 小島地内、2 筆、田、70 m²。通信ケーブル工事のための工事用地を目的とした一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号 2 山本地内、畑、1,646 m²。金属リサイクル工場。第 2 種でございます。

本件につきましては、令和 6 年 2 月から受人が申請地の一部を駐車場として利用していたことから、今回、従前反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人的につきましては、申請地の北側に本社があり、鉄鋼の原材料の加工及び販売等を行っておりますが、事業拡大に伴い、申請地において新たな金属リサイクル工場の建設を計画しております。

農地転用の面積につきましては、3,000 m²以下となっておりますが、事業用地全体の面積が 3,000 m²を超えることから、農地転用許可申請と並行して、都市計画法に基づく開発行為許可申請がなされていることから、許都市計画法に基づく開発行為許可と同日付けで本件の許可が決定となります。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可処分取消申請につきまして、御説明いたします。

申請番号 1 北条地内、2 筆、田、計 542 m²。一般個人住宅の建築を取り止めたため。第 3 種でございます。

当初、借受人が一般個人住宅の建築を計画していましたが、他の土地に住宅を建築したことから転用計画を取り止めたため、許可処分の取消を申請するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり取消処分とすることに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり取消処分といたします。

議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）（県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知日の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（2 筆）733 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 6（2024）年 9 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は 6 ページのとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

（事務局からその他事項）

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前10時50分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____